

Pツアーは手数料取らず

寺前秀一氏に改めて聞く



タクシージャパン 8月1日付け239号、巻頭特集「今後の人流・観光を展望するセミナー チームネクスト第7回、都内で開催」の見出し記事中6ページ最上段後ろから9行目「Uberはあくまでも企画旅行でパッケージツアーとして売り、認可運賃で手配して、手数料を取っている。タクシー会社からも手数料を取る。」

横暴であることは間違いない」という寺前秀一氏（人流観光研究所所長）の発言記事につき、編集上の事実誤認により作成されたことが、このほど判明した。

ついでに、23ページで〈お詫びと訂正〉記事を掲載するとともに、旅行業法や道路運送法の法解釈、手配旅行とパッケージツアーの相違点など、今話題を呼んでいるUberの今後を占う上でも押さえておかなければならない重要課題が存在しているため、改めてその見解を寺前氏に聞いた。

旅行会社がタクシーサービスを提供しているが、道路運送法上問題はないのか？

寺前 旅行会社が提供する商品には二種類ある。一つは、タクシー会社の商品を販売する手配旅行といわれるもので、通常はタクシー会社から手数料をもらう。もう一つは、自己の計算に基づくパッケージツアーとして、旅行会社が自分の商品として販売するもので、販売価格も自由に決められる。月極定額乗り放題運賃も可能になると思うが、この場合のタクシーサービスは、旅行会社が商品の部品



として購入しており、仕入れ値と実利用者への売値の差額が粗利となるので、手数料という概念は発生しない。なお、パック商品となっていないのも、日本では単品型のパック商品も旅行業法の運用上認められ始めている。

パックツアーの場合、タクシー会社と旅行会社の間には道路運送法の適用はないのか。

寺前 貸切バス・乗合バス・鉄道・海運等を含め同じ問題が発生するし、海外の運送機関を使ったパック商品の場合にも同じ問題が発生する。これまでの日本の法の運用慣行では、適用がないという解釈でないと辻褄が合わなくなる。適用があるとすれば、パック用運賃を認可しておかなければならなくなるが、JRを含め適用がないという解釈であり、パック運賃は存在しない。運輸局の現場職員には、この点を理解していないものが存在するようだ。

実利用者との関係はどうなるのか

寺前 パック商品を販売した旅行会社が、旅程保証責

任という契約責任を負う。この制度は大変複雑で、実運送人のタクシー会社は運送契約の責任はないが、交通事故等の不法行為責任は別の問題だ。

タクシー会社の運転手との関係はどうなるのか

寺前 歩合制の場合、旅行会社への卸値が影響するかもしれないが、労働関係はあくまでタクシー会社と運転手の間の問題になる。

手配の場合の手数料には規制はないのか

寺前 運送会社からの手数料規制は運送法上の問題で、旅行業法上の問題にはならない。販売促進費等の名目で行われることもある。以前、航空運送の世界で巨額となり問題になったが、国会で運輸省（当時）は問題がないと答えている。

